

意見等募集の結果について

案件	(仮称) いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）（案）について
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・人権・男女共生課（市役所南館2階） ・情報ルーム（市役所南館1階） ・男女共生センター ローズWAM ・いのち・愛・ゆめセンター ・北辰出張所 ・各図書館
意見募集期間	令和5年1月19日（木）から2月8日（水）まで
意見提出件数	4人 24件
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）（案） ・（仮称）いばらきジェンダー平等プラン（第3次茨木市男女共同参画計画）（案）概要
結果公表日	令和5年4月1日
担当課	<p>市民文化部 人権・男女共生課 男女共生係</p> <p>電話 072-620-1640 FAX 072-620-1725 Eメール jinken@city.ibaraki.lg.jp</p>

提出された意見及び市の考え方

1 第5章 施策の内容

No.	修正前の頁	修正後の頁	項目	意見の概要	回答
1	P.39	P.40	基本目標1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進	<p>【具体的施策5】 対象が家庭教育学級に限定されているが、すでにPTAが消滅した学校がでてきており、家庭教育学級の減少は避けがたい状況ではないか。「家庭教育学級」に「等」を加え、ローズWAMと社会教育推進課がタイアップするなどして、保護者への新たなアプローチによるネットワークづくりを期待する。推進状況報告書に実施回数の記載がないが、今後の記載を求める。</p>	<p>12番で、家庭教育学級以外についても対象としております。保護者への新たなアプローチによるネットワークづくりに関するご意見については、今後の事業検討の参考にさせていただきます。また、今後は推進状況報告書に実施回数を記載いたします。</p>
2	P.54	P.55	基本目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	<p>【現状と課題】 12月素案p53の7行目から14行目までの解説が良かったので残してほしい。 男女とも、仕事・家庭や地域活動・個人の生活の3つとも大切だと考えているにもかかわらず、女性と男性で負担感が異なり、どちらもワークライフバランスではない、というアンケート結果を入れてください。</p>	<p>【現状と課題】の7~9行目「アンケート調査によれば～仕事と生活の調和が叶っていない状況にあります。」を、「アンケート調査によれば、生活の中で優先していることについて、「希望」では、「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切」が男女共に最も高いにもかかわらず、特に男性では、コロナ前の「現実」は「『仕事』を優先」の割合が高いなど、「現実」では仕事と生活の調和が叶っていない様子がうかがえます。」に修正します。</p>
3	P.59	P.60	基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	<p>基本目標7の題目が良い。一方で「現状と課題」には、DVまたはデートDVしか記載されていない。意識調査には、セクシュアル・ハラスメントの設問もあり、意識調査報告書P158の1~4には「セクシュアル・ハラスメントを受けた経験や」とあつたので、その部分を加えることを提案する。</p>	<p>P.60の8行目「DV等あらゆる暴力の根絶」を「DVや性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けて、」に修正します。</p>
4	P.60	P.61	基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	<p>【現状と課題】 「DV 等あらゆる暴力の根絶に向けて、」の箇所に「性的暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等」と挿入してほしい。</p>	
5	P.61	P.62	基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	<p>国の第5次男女共同参画計画の第5分野でも、「性犯罪」は「性犯罪・性暴力」と併記されるように変わった。具体的施策33にある3か所の「性犯罪」を「性犯罪・性暴力」変えることが望ましいと思う。※基本的方向の題目は「性犯罪」を「あらゆる」に変えてはいかがか。</p>	<p>施策の基本的方向14を「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を防ぐ社会づくり」に修正し、【具体的施策33】の「性犯罪」を「性犯罪・性暴力」に修正します。</p>

No.	修正前の頁	修正後の頁	項目	意見の概要	回答
6	P.67	P.68	基本目標8 困難を抱える人々への支援	<p>【現状と課題】 性的マイノリティの前に、高齢者を記述してほしい。「この20年の間に、高齢者のみの世帯と高齢独居世帯が5割を超える。そして後期高齢者の女性の人口は男性の1.5倍です。茨木市の調査で性別を理由とした負担感・生きづらさを感じた割合は女性が男性より24.9ポイント高くなっています。高齢女性の意志が反映できるような支援が必要です。」</p>	追記はしませんが、今後の施策の参考にさせていただきます。
7	P.69	P.70	基本目標8 困難を抱える人々への支援	<p>【具体的施策43】 女性支援法が成立した。 「他職種連携による包括的な支援の仕組みづくりを取り組みます。」と入れてほしい。</p>	追記はしませんが、今後の施策の参考にさせていただきます。
8	P.72	P.73	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	<p>【現状と課題】 「幼児期から思春期における発達段階に応じた確かな性教育」について、「確かな性教育」を「包括的性教育」に変更してほしい。</p>	性教育については学習指導要領等に基づき実施しておりますので、原案どおりとさせていただきます。
9	P.73	P.74	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	<p>【具体的施策49】 健康支援で今求められるのは、トランスジェンダーの方が医療アクセスをためらう傾向にあることへの対応や支援策である。具体的施策49は、「性的マイノリティに配慮した健康支援の推進」ではいかがか。説明文は「誰もが生涯を通じて健康を保持することができるよう、性的指向や性自認等の尊重を含め、心身の健康支援を行います」ではいかがか。 137番と138番を合体させて、「性の多様性や性的マイノリティの心身の健康づくりに対して相談に応じるとともに、安心して受診できる環境配慮を行うよう医療機関等に情報提供を行います。」に変更することを提案する。具体的施策41の116番の「市内事業所」に「医療機関等」を加える形でもよい。</p>	トランスジェンダーの方等の医療へのアクセスの課題については、すでに実施している「いばらきにじいろ相談」において相談に応じており、【具体的施策41】の117番中、「性的マイノリティの当事者への支援に取り組みます。」を「性的マイノリティの当事者への相談支援や各種支援に取り組みます。」に修正します。また、116番の「市内事業所」に医療機関も含めて啓発に取り組んでいくことから、こちらは原案どおりとさせていただきます。
10	P.73	P.74	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	<p>【具体的施策51】 タイトルを「思春期における子どもの発達に応じたこころとからだの健康づくり」に変更してほしい。 「性について包括的で正確、科学的根拠に基づき年齢に適した情報を提供する。」を入れてほしい。</p>	【具体的施策51】を「子どもの発達に応じたこころとからだの健康づくり」に修正します。 性教育については学習指導要領等に基づき実施しておりますので、本文や施策内容は原案どおりとさせていただきます。
11	P.73	P.74	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	<p>【具体的施策51】 就学前からの包括的な性教育・セクシュアリティ教育が必要なため、「思春期における」ではなく「子どもの発達に応じたこころとからだの健康づくり」という表現が適していると思った。</p>	

No.	修正前の頁	修正後の頁	項目	意見の概要	回答
12	P.73	P.74	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	【具体的施策51】140番 国際人口基金(リプロダクティブ・ヘルス等に関する国連の補助機関)は、包括的なセクシュアリティ教育の推進が必要だと表明している。140番の「性教育」の文言は、「包括的セクシュアリティ教育」という言葉に置き換えることを提案する。	
13	P.73	P.74	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	茨木の子どもたちに、人権視点に基づいた包括的性教育(または包括的セクシュアリティ教育)を、間違いなく着実に教育現場で展開していただきたい。「性」について科学的に学び、かつ人権尊重の対人関係能力を身に付ける学習の機会を得ることこそ、心身ともにホルモンバランスの激動する思春期やその後の豊かな人生の選択につながる。プラン案には「*幼児期から*思春期における発達段階に応じた*確かな*性教育」との文言が加わりましたが、しっかり学校現場が取り組めるよう、具体的施策に明確な文言「包括的性教育(もしくは包括的セクシュアリティ教育)を実践します」を入れてください。	性教育については学習指導要領等に基づき実施しておりますので、原案どおりとさせていただきます。
14	P.73	P.74	基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	【具体的施策51】141番 すべての人のSOGIの尊重という視点がこれからは重要なになっていき、「包括的セクシュアリティ教育」はそれらを含む。140番と141番を合体させて、「保育者や教職員の性の多様性和性的マイノリティに対する意識を高めるとともに、子どもの年齢に応じた包括的セクシュアリティ教育を実践します。」としてはどうか。国の指導要領にあるとおり、地域や保護者の理解を得ながら進めることも同時に示せる施策となる。	施策番号の統合はいたしませんが、性教育については、引き続き、学習指導要領等に基づき適切に実施してまいります。

2 事業提案・要望等 (市の考え方についてはお示しませんが、いただきました個別の事業に対する意見や事業提案等については、今後の事業検討の参考にさせていただきます。)

No.	修正前の頁	修正後の頁	項目	意見の概要
15	-	-	全体	「いばらきジェンダー平等プラン」という名称はとても良い。副題では、男女共同参画基本法に基づき、市が計画を着実に重ねていることがわかる。「ジェンダー平等」は、多分野にわたるジェンダー格差の現状を読み解く上で、活用すべき言葉だと思う。「男女平等」にある「男」「女」という2元論では捉えきれない課題もある。施政者、企業や事業主から市民まで、多くの人がアクションを起こしにくい状況から脱出することが大事である。
16	P.1	P.1	第1章 計画策定にあたつて	男女共同参画について、世界、日本、府の動きがコンパクトにまとめられており、SDGsを取り上げた点、そして「ジェンダー平等」という言葉を取り入れてプラン全体を刷新した点が非常に良いと思う。
17	P.11	P.11	第3章 茨木市の現状と課題 1 茨木市の現状 (4)女性の参画の状況	計画の名称が、男女だけでなく多様な性自認の人を含むすべての人を対象とするとありこの表現でよいと思う。また女性の参画状況は、審議会や市議会議員の女性割合は、年々上昇しており、大阪府市町村平均より上回っていることからも、計画に基づく施策が取組まれていることがわかりうれしい。

No.	修正前の頁	修正後の頁	項目	意見の概要
18	P.42	P.43	第5章 施策の内容 基本目標2 あらゆる世代におけるジェンダー平等の推進	21番 ジェンダー視点でのアート表現の企画に力を入れてほしい。
19	P.52	P.53	第5章 施策の内容 基本目標3 意思決定の場への女性の参画拡大	女性の管理職を積極的に登用してください。女性が安心して能力を発揮できる環境づくりを！
20	P.53	P.54	第5章 施策の内容 基本目標5 職業生活における活躍支援	64番 市役所職員の項目が加わったことを高く評価する。
21	P.62	P.63	第5章 施策の内容 基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	ジェンダーに起因する社会構造的な問題として、【具体的施策34】の啓発をお願いしたい。暴力によらない問題解決能力を子どもたちが具体的に習得する機会をいかに得られるのか、「包括的セクシュアリティ教育」の導入を提案したい。
22	P.63	P.64	第5章 施策の内容 基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	DV被害者支援は、福祉課題と直結することが多く、95番に「コミュニティソーシャルワーカー」が加わったことを評価する。
23	P.69	P.70	第5章 施策の内容 基本目標8 困難を抱える人々への支援	ローズWAMまつりWSの講師等から「障がい者福祉法や児童福祉法と同じように、女性福祉を確立しよう」との呼びかけがあった。新設された120番、121番、122番に期待する。
24	P.73	P.74	第5章 施策の内容 基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	142番 以前、ローズWAMと保健医療課が連携し、思春期研究会が数回開催され、非常によい学びを得た。保健医療課との連携で、思春期研究会を継続(復活)させてほしい。また、おにくる内に新設される「こども支援センター」の関係者やネウボラ等との連携も、重要だと思う。